



2026年6月24日

各位

会社名 白銅株式会社
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 山田 哲也
(コード番号：7637 東証プライム)
問合せ先 管理部長 水野 智史
責任者
電話番号 03(6212)2811

「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催いたしました第77回定時株主総会に上程しておりました、監査等委員でない取締役に加え、監査等委員である取締役および社外取締役を含む全ての取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入議案が、原案どおり承認可決されました。

これを受け、その後に開催いたしました取締役会において、2026年5月13日付で公表しました「役員報酬制度の改定に関するお知らせ」に基づき、役員報酬制度の改定を行うにあたり、下記のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の変更を本日決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本方針改定の目的等

当社は、2026年5月13日付で「役員報酬制度の改定に関するお知らせ」で公表しましたとおり、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を含む役員報酬制度(以下、改定後の制度を「本制度」という。)の全面改定を行います。

本制度の概要を株主の皆様その他、広くステークホルダーの方々によりいっそうご理解いただくために、また本制度を適切に運用するために、下記のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の変更を行います。

なお、「本制度の概要」の詳細につきましては、2026年5月13日付で公表しました「役員報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の変更

本制度の改定に伴い、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を下記のとおりに変更いたします。

(1) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、役位、常勤、非常勤の就任期間で区分してそれぞれ算定する。

また、監査等委員でない取締役の基本報酬については、指名・報酬等諮問委員会での審議を経て取締役会で決定し、監査等委員である取締役の基本報酬については、監査等委員会での決定する。

(2) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して、短期インセンティブ(賞与)として支給するものであり、「対計画目標達成」と「対過去実績伸長」により構成されている。

また、業績連動報酬等を下記方法にて算定したうえで、対象取締役の個人別の具体的な支給時期および配分については、取締役会で決定する。

① 選定した業績指標の内容および当該業績指標の選定理由

「対計画目標達成」については、財務指標として、中期経営計画および当年度事業計画における連結経常利益を、非財務指標(ESG指標)としてCO2排出削減量および人的資本目標をそれぞれ業績指標とする。

また、「対過去実績伸長」については、連結税金等調整前当期純利益を業績指標とする。

これらは、株主と取締役の利益の関連性を強め、取締役会における取締役の適正な判断を促す業績指標として、適切と判断したためである。

② 業績連動報酬等の算定方法

下記方法にて算定した「対計画目標達成率」と「対過去実績伸長率」を合算した数値に応じた「支給率」に、別に定める対象取締役の役位別基準額を乗じて算定する。

(対計画目標達成率)

中期経営計画および当年度事業計画における当該事業年度の連結経常利益の達成率を算定する。

また、当該事業年度のCO2排出削減量および人的資本目標の達成率を算定する。

各達成率にあらかじめ定めた比率をそれぞれに乗じたうえで合算し、「対計画目標達成率」を算定する。

(対過去実績伸長率)

当該事業年度における連結税金等調整前当期純利益の過去3事業年度からの伸長率をそれぞれ算定する。

各伸長率にあらかじめ定めた比率をそれぞれに乗じたうえで合算し、「対過去実績伸長率」を算定する。

(3) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役および社外取締役を含む全ての取締役(以下「RS対象取締役」という。)に対して、中長期インセンティブ(株式報酬)として当社の普通株式の割当てのための金銭債権を報酬として支給し、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける譲渡制限付株式報酬制度(以下「本RS制度」という。)である。支給される金銭債権は「譲渡制限付株式報酬」および「株価連動賞与」により構成されている(※)。

(※)ただし、RS対象取締役のうち、①所属する団体等の内規により当社株式を保有することができない弁護士、公認会計士その他の士業に従事する社外取締役、および、②譲渡制限付株式の割当てを行う定時株主総会直後の取締役会時点において、直前の定時株主総会終結のときをもって退任済の取締役にについては、現物出資財産として払い込むことに代えて、当該金銭報酬債権に相当する金額を金銭報酬として支給することができるものとする。

また、非金銭報酬等を下記方法にて算定したうえで、RS対象取締役の個人別の具体的な支給時期および配分については、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員会において決定する。

・ 非金銭報酬等の内容および算定方法

(譲渡制限付株式報酬)

年額報酬の10%相当を業績に連動することなく、譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)として支給する。

(株価連動賞与)

当社株価指数(当社株価の各四半期決算月末終値の対前年期末終値上昇率の4点平均)と

TOPIX 指数(当社株価指数と同様の算式)を比較し、当社株価指数が TOPIX 指数を上回れば、その割合に応じて定められた支給倍率を基本報酬月額に乗じて算出する。

算定した支給金額を金銭報酬債権として支給し、上記の「譲渡制限付株式報酬」で支給される金銭報酬債権に加え、株価連動賞与としての金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなる。

- ・ 非金銭報酬等の額もしくは数

金銭報酬債権の総額、および当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれることにより、発行または処分される当社の普通株式の総数を、2026年6月24日に開催された当社第77回定時株主総会において承認可決された以下の範囲内で決定する。

- ① 監査等委員でない取締役

金銭報酬債権の総額を年額55百万円以内(うち社外取締役は年額9百万円以内)、当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれることにより、発行または処分される当社の普通株式の総数は、年34千株以内(うち社外取締役は年6千株以内)とする。

- ② 監査等委員である取締役

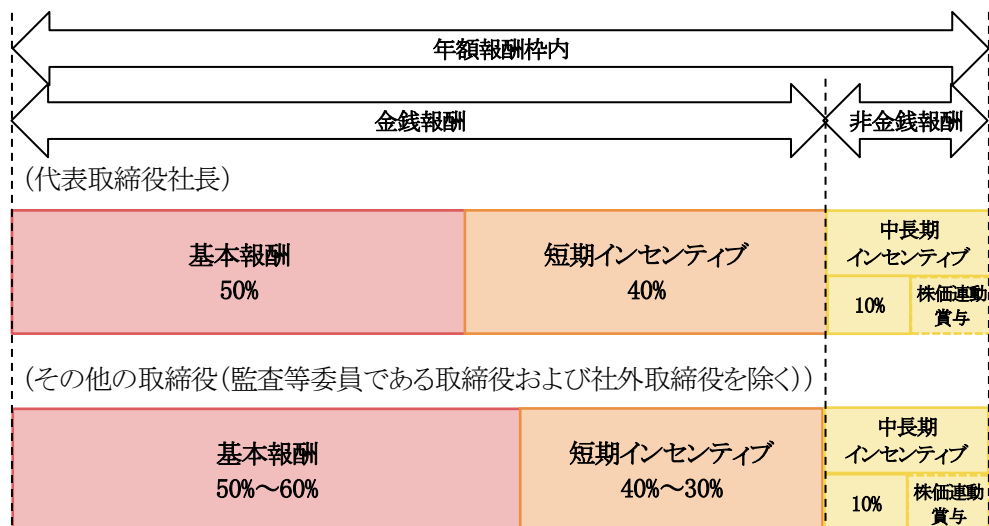
金銭報酬債権の総額を年額22百万円以内(うち社外取締役は年額12百万円以内)、当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれることにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年14千株以内(うち社外取締役は年8千株以内)とする。

- ・ 譲渡制限の内容

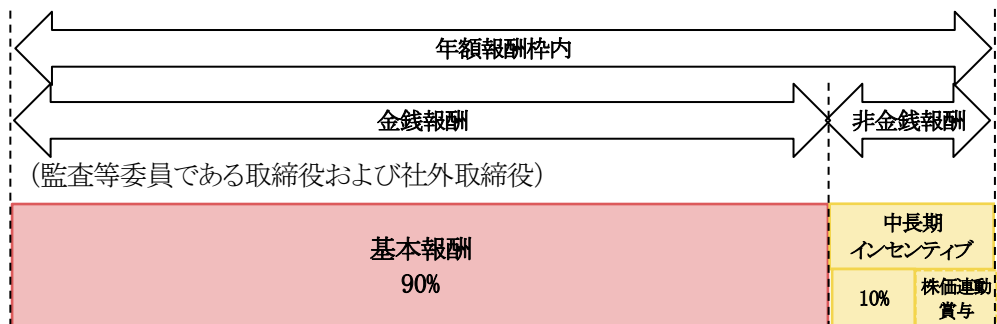
RS対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約に定める譲渡制限期間は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役または使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した直後の時点までとする。RS対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役または使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

(4) 報酬等の種類毎の割合の決定方針

取締役の報酬等の種類毎の割合は、短期インセンティブとしての業績連動報酬等が当社業績指標により変動し、各業績評価指標の目標を100%達成した場合は、下図のとおりとなる。なお、下図の中長期インセンティブの割合に株価連動賞与は含まれないが、支給条件を満たした場合は、これに加算される。



(注)役位が高くなるに連れ短期インセンティブの割合が高くなるように設定する



(5) 報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬については、毎月一定の時期に支給する。また、業績連動報酬等および非金銭報酬等については、支給要件を満たした場合、毎年一定の時期に支給する。

(6) 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項、第三者への委任以外の決定方法、およびその他重要な事項

該当事項はありません。

以上